

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡安八町東結1092番地の1

氏 名 株式会社名晃
代表取締役 下別府 正樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長 西 哲也



許可の年月日 令和 2年 3月 9日
許可の有効年月日 令和 7年 2月 19日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

汚泥

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

動植物性残さ

以上 2種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

安八郡輪之内町四郷字上ノ切1011-1 他1筆

(2) 保管面積

86.85m²

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(4) 保管上限

131.82m³

(5) 高さ

3.00m

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和60年	3月26日	産業廃棄物処理業許可(新規)
平成元年	2月20日	産業廃棄物処理業許可(切替)
平成2年	11月27日	産業廃棄物処理業許可(変更)
平成7年	2月20日	産業廃棄物収集運搬業許可(更新)
平成7年	7月4日	産業廃棄物収集運搬業許可(変更)
平成8年	3月28日	産業廃棄物収集運搬業許可(変更)
平成9年	8月1日	産業廃棄物収集運搬業許可(変更)
平成12年	2月20日	産業廃棄物収集運搬業許可(更新)
平成13年	2月19日	産業廃棄物収集運搬業許可(変更)
平成16年	8月19日	産業廃棄物収集運搬業許可(変更)
平成17年	2月20日	産業廃棄物収集運搬業許可(更新)
平成18年	2月20日	産業廃棄物収集運搬業変更届(書換)
平成18年	5月16日	産業廃棄物収集運搬業変更届(書換)
平成19年	1月9日	産業廃棄物収集運搬業変更届(書換)
平成22年	2月20日	産業廃棄物収集運搬業許可(更新)
平成27年	2月20日	産業廃棄物収集運搬業許可(更新)
令和2年	3月9日	産業廃棄物収集運搬業許可(更新)
令和6年	6月6日	産業廃棄物収集運搬業変更届(書換)

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無